



2025年4月15日

各 位

会 社 名 三菱商事株式会社  
代表者名 代表取締役 社長 中西 勝也  
(コード:8058、東証プライム)  
問合せ先 広報部 報道チームリーダー  
平山 康司(03-3210-2171)

### 経営人材株式交付制度の継続に関するお知らせ

当社は、当社社員に対するインセンティブ・プランとして、2019年度から導入している経営人材株式交付制度（以下「本制度」）を継続することを、本日、決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、今回の株式追加取得については、設定済みの株式付与ESOP信託内の残余財産を用いるため、当社からの追加信託は行いません。

#### 記

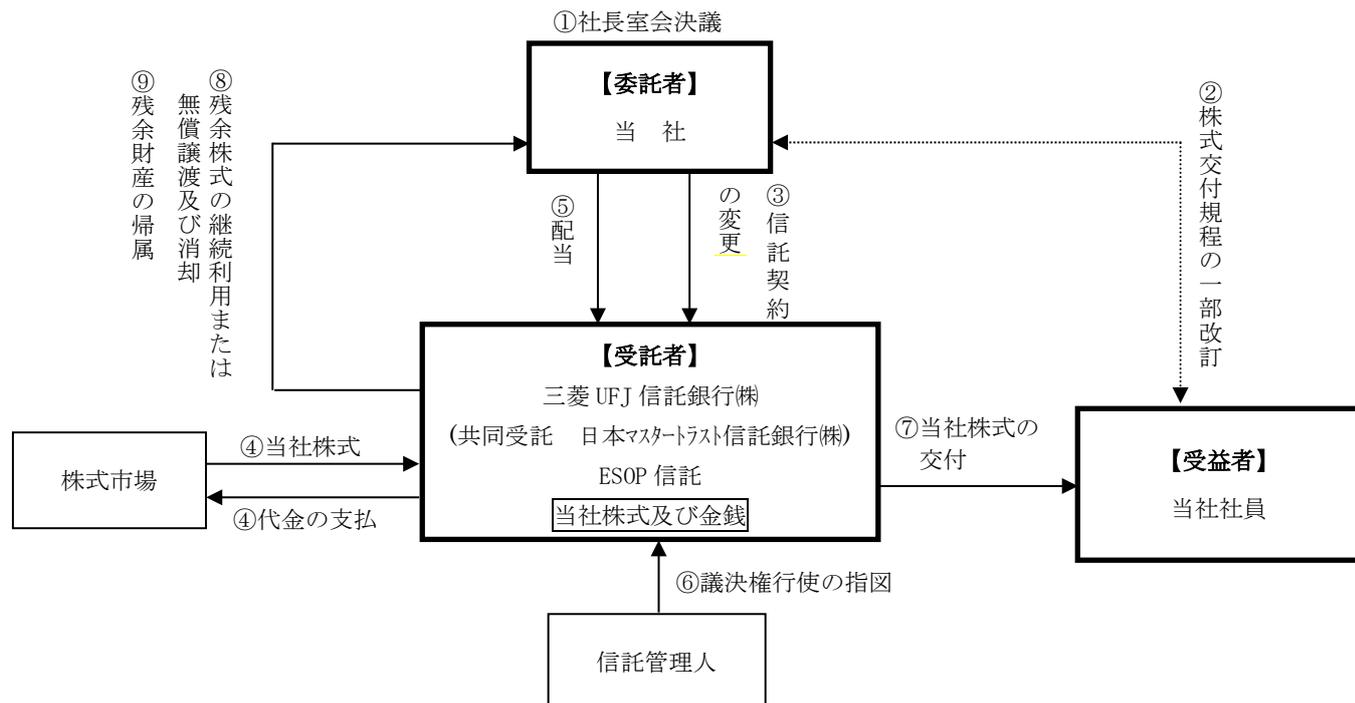
##### 1. 本制度の継続目的等

当社は2019年に、事業経営モデルの更なる推進に向け、経営マインドをもって事業価値向上にコミットする人材を継続的に輩出し、当社社員の成長と会社の発展とが一体となることを目指して行った人事制度改革の一環として、本制度を導入致しました。

本制度が有する、社員の持続的成長と中長期的な会社の発展・企業価値向上とを結びつけ、報いる機能は引き続き必要と考えられますので、今般、本制度の継続を決定致しました。

本制度は、株式付与ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「ESOP信託」）の仕組みを採用致します。ESOP信託は、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、資格・グレードおよび目標達成度等に応じて当社社員に当社株式を交付する制度です。本制度では、当社社員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、中長期的な会社の発展・企業価値向上と社員個人の成長をリンクさせる効果が期待できます。また、ESOP信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である当社社員の意志が反映される仕組みであり、当社社員の経営参画を醸成させるプランとして有効です。

## 2. ESOP 信託の仕組み



- ① 当社は、本制度の継続に関して社長室会の決議を得ます。
- ② 当社は、社長室会において本制度に係る株式交付規程の一部改訂します。
- ③ 当社は信託契約の変更の合意に基づき、ESOP信託（以下「本信託」）の信託期間を延長いたします。本延長にあたり、金銭の追加拠出は行いません。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、信託内の残余財産を原資として当社株式を株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて、信託管理人の指図に従って議決権を行使します。
- ⑦ 信託期間中、資格・グレードおよび目標達成度等に応じて、当社社員に一定のポイント数が付与されます。一定の受益者要件を満たす当社社員に対して、退職時に、当該ポイント数に応じた株数の当社株式について交付が行われます。
- ⑧ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、本制度もしくはこれと同種の株式交付制度として本信託を継続利用するか、または、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、一定の受益者要件を満たす当社社員に対して分配された後、残額を当社と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

(注) 受益者要件を充足する当社社員への当社株式の交付により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了いたします。なお、当社は、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- |           |  |
|-----------|--|
| ① 信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）  |
| ② 信託の目的   | 当社社員に対するインセンティブの付与   |
| ③ 委託者     | 当社   |
| ④ 受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）                          |
| ⑤ 受益者     | 当社社員のうち受益者要件を満たす者  |
| ⑥ 信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）   |
| ⑦ 信託契約日   | 2019年5月10日（2025年4月16日付で信託期間を延長する旨の<br>変更契約を締結予定）                     |
| ⑧ 信託の期間   | 2019年5月10日～2028年5月31日（2025年4月16日付の変更契約<br>により、信託期間を2028年5月31日まで延長予定） |
| ⑨ 議決権行使   | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図<br>に従い、当社株式の議決権を行使します。               |
| ⑩ 取得株式の種類 | 当社普通株式   |
| ⑪ 取得株式の総額 | 33億円（予定）   |
| ⑫ 株式の取得時期 | 2025年5月19日（予定）～2025年6月13日（予定）  |
| ⑬ 株式の取得方法 | 株式市場から取得   |
| ⑭ 帰属権利者   | 当社   |
| ⑮ 残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得<br>資金を控除した信託費用準備金等の範囲内とします。          |

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

以上